

## 重要事項説明書

### 1 事業の目的及び運営の目的

#### (1) 事業の目的

株式会社 憩 が開設する ショートステイいこい(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

#### (2) 運営方針

1. 事業所の短期入所生活介護員は、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の介助及び機能訓練を行なう事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減の援助を行なう。
2. 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 2 職員の職種、員数及び職務内容

#### (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

#### (2) 従業者

医師 1名 (非常勤職員 1名)

生活相談員 1名以上

看護職員及び介護職員

看護職員 1名以上

介護職員 12名以上

管理栄養士 1名

機能訓練指導員 1名以上

従業者は、指定短期入所生活介護の提供を行なう。

#### (3) 事務職員 1名 (常勤職員)

必要な事務を行なう。

### 3 営業日及び営業時間

(1) 営業日 毎日

(2) 営業時間 8:30～5:30

(3) サービス提供時間 終日

### 4 利用定員

当該事業所の定員は 25 名

### 5 サービスの内容

#### (1) 日常生活上の援助

- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練
- (4) 送迎
- (5) 入浴
- (6) 食事( 状態に応じて時間・形態・場所の変更に応じます。 )
- (7) 相談、助言
- (8) レクレーション
- (9) 特別食の提供

## 6 利用料

- (1) 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。
- (2) 平成 27 年 4 月 1 日より「介護保険制度の一部改正」にて、当事業所における利用料金(ご利用者負担分)が別紙の通り、変更となります。
- (3) 短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費とする。
- (4) 利用料の支払いは窓口または銀行口座振込により、指定期日までに受ける。

## 7 虐待の防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3. 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。
- 4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

## 8 実施地域

通常の事業の実施地域は、東海市、知多市、大府市、東浦町、半田市、武豊町、名古屋市(港区、南区)とする。

## 9 事故発生時の対応

介護職員等は、現に短期入所生活介護を行なっているときに、利用者の症状の急変、その他事故等が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

## 10 苦情の申立制度

利用者からの相談または、苦情等に対する常設の窓口(連絡先)担当者を設置している。相談担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応ができるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。

電話番号 0562-36-2151 FAX 0562-36-0222

相談員 永岡 峰子  
 愛知県国民健康保険団体連合会  
 電話番号 052-971-4165 FAX 052-962-8870  
 知多北部広域連合事業課  
 電話番号 052-689-2263 FAX 052-689-2265  
 東海市高齢者支援課  
 電話番号 052-689-1600 FAX 052-602-0390  
 大府市高齢障がい支援課  
 電話番号 0562-45-6289 FAX 0562-47-3150  
 知多市長寿課  
 電話番号 0562-36-2652 FAX 0562-32-1010  
 東浦町ふくし課  
 電話番号 0562-83-3111 FAX 0562-83-3912

11 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施有無】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

12 契約書

管理者は、利用者の心身の状況、及びその置かれている環境を踏まえて、必要と判断した場合は、利用者またはその家族に説明を行った上で契約書を取り交わすこととする。

13 守秘義務

従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。従業者でなくなった後も保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。